

Ⅸ. 小切手取引

1. 総説

Ⅷ. 5. で述べたように、ドイツでは、小切手取引約款が1995年に大幅に改正されている。本研究会『各国銀行取引約款の検討—そのⅠ 各種約款の内容と開設』（1996年。以下、『報告書Ⅰ』という。）117頁以下では、1989年最終改正の約款が翻訳されているので、参考までに、本稿末尾において1995年約款の全文私訳を掲げておく。全体としては、かなり簡素化されており、たとえば先日付小切手の支払に関する規定のように、改正前にはあった事項に関する規定が削除されているものがある。

『報告書Ⅰ』で取り上げているその他の国の約款では、口座による銀行取引に関する約款のなかで小切手取引に関する規定が包含されているのが一般のようであり、ドイツのように小切手取引約款が、一般的銀行取引約款と区別されているのは珍しいのではないかと思われる。

2. 小切手用紙

小切手用紙に関する約款の定めとして、多くの国で見られるのは、当座勘定から銀行が支払をするのは、銀行交付の小切手用紙によって振り出された小切手に限ること（ドイツ新小切手取引約款1条、ベルギー・諸行為に関する一般規則2条5項・7項、イタリア・当座勘定規則3条1項等。アメリカでも同様のようである。『報告書Ⅰ』81頁）、顧客は銀行から交付を受けた小切手用紙（または小切手帳）の保管について注意義務を負いこれに違反すると銀行に対して

了後に振り出された選択持参人払式小切手についても適用される。

〔山下友信〕